

西濃用水第三期地区

西部幹線水路池田サイホン改修その2他工事

特 別 仕 様 書

項 目	内 容
第 1 章 総則	西濃用水第三期地区西部幹線水路池田サイホン改修その 2 他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
第 2 章 工事内容	
1. 目 的	本工事は、国営西濃用水第三期土地改良事業計画に基づき、西部幹線水路の改修及び補修工事を行うものである。
2. 工事場所	岐阜県揖斐郡池田町田畑及び藤代地内
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 水路延長 L= 278.788m 田畑工区 L= 191.425m 測点No. 53+ 9.794 ～ No. 55+ 1.219 藤代工区 L= 87.363m 測点No. 61+51.297 ～ No. 62+38.660 内訳 管路更生工 L=191.425m PIP（パイプ・イン・パイプ）工法 鋼管 φ 2,200mm 水路補修工 L= 87.363m 止水バンド工法 23箇所 仮設工 1 式
4. 工事数量	別紙 1 「工事数量表」 のとおりである。
第 3 章 施工条件	
1. 工程制限	本工事区間は、現行水利使用規則より、断水可能となる10月16日以降でなければ水路内工事に着手できない。
2. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日は、管路内作業については休日等月当たり 11 日、立坑作業は雨天の影響を受けるため休日等月当たり 14 日を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。
3. 施工しない日	原則として、土曜日、日曜日、夏季休暇及び年末年始（12月29日～1月3日）。 ただし、週休 2 日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休 2 日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
4. 施工しない時間帯	原則として、平日の午後 5 時から午前 8 時まで。 なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
5. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第 1 編 1－1－10に規定している現場技術員を配置する。 なお、氏名等については、別に通知する。

項 目	内 容															
第4章 現場条件																
1. 土 質	本工事の施工場所の土質は、礫質土を想定している。															
2. 第三者に対する措置																
(1) 騒音及び振動対策	1) 騒音、振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、第三者より苦情等があった場合は、内容をよく聞き取るとともに、速やかに監督職員に報告し、対策について協議するものとする。															
(2) 濁水処理対策	2) 既設構造物等の取壊し、掘削、積込及び重機走行等、通常の作業を行う場合も騒音及び振動の発生防止に努めるとともに、特に対策を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。 施工に当たり汚濁水が発生した場合、汚濁水が施工位置周辺に飛散又は流出しないよう十分注意して施工しなければならない。 なお、濁水処理対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。															
(3) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 また、道路管理者及び所轄警察署等との打合せの結果により、交通誘導警備員の人員配置等の変更が必要となった場合も、監督職員と協議するものとする。															
	<table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th></tr><tr><td>田畑工区 仮設ヤード出入口</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr><tr><td>藤代工区 13号マンホール</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr></table>	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	田畑工区 仮設ヤード出入口	1名/日	1名	昼間	無	藤代工区 13号マンホール	1名/日	1名	昼間	無
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無												
田畑工区 仮設ヤード出入口	1名/日	1名	昼間	無												
藤代工区 13号マンホール	1名/日	1名	昼間	無												
(4) 交通対策	資機材等の搬入・搬出時における道路上への作業車両の停車については、事故防止に十分注意を払うとともに、一般交通に支障を及ぼさないよう措置を講じなければならない。															
(5) 耕作者対策	工事期間中、工事区域周辺の農地で耕作を行っているので、これらの耕作を妨げないよう留意しなければならない。 なお、耕作者等から苦情があった場合は、内容をよく聞き取り、その対策について監督職員と協議するものとする。															
(6) 防塵対策	防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、現地状況等により対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。															
(7) 資材等の仮置き	水路用地内に資材等を仮置きする場合は、第三者及び作業員への安全を確保するとともに、用水管理に支障を来さないよう、受注者の責任において管理するものとする。															
(8) その他	既設構造物又は第三者に損害を与えた場合は、事象及び対応方法等について速やかに監督職員に報告し、受注者の責任において処理するものとする。 ただし、善良な施工又は使用にも関わらず損害を与えた等、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。															
第5章 指定仮設																

項 目	内 容						
1. 一般事項	本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。 なお、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は、設計図書等を監督職員に提出し、協議するものとする。						
2. 工事用進入路	工事用進入路として使用する道路については、使用前に現状を把握・確認するとともに、一般交通に支障を来さないよう、受注者の責任において適切な維持管理を行わなければならない。 また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。						
3. 建設発生土仮置場	建設発生土については、下記の場所に運搬すること。 <table><tr><th>名 称</th><th>地 先 名</th><th>運搬予定数量</th></tr><tr><td>池田分水土上流 (農林水産省所有地)</td><td>岐阜県揖斐郡揖斐川町脛永 字揖斐川町1781-59</td><td>28m3</td></tr></table>	名 称	地 先 名	運搬予定数量	池田分水土上流 (農林水産省所有地)	岐阜県揖斐郡揖斐川町脛永 字揖斐川町1781-59	28m3
名 称	地 先 名	運搬予定数量					
池田分水土上流 (農林水産省所有地)	岐阜県揖斐郡揖斐川町脛永 字揖斐川町1781-59	28m3					
4. 換気設備	各工事現場においては、酸素欠乏症等防止規則第5条に基づき、酸素濃度を18%以上に保つための換気設備を設置するものとする。 なお、施設の規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、施設内を換気するのに効果的な設備を選定し、排気ガス等の流入を防止するよう留意しなければならない。						
5. 水替工	水替えは自然排水を行い、残水については、機械排水を行うものとする。 工事現場内における残水の水替え位置及び排水量は、次のとおり想定している。 田畑工区：下田畑分水土 残水処理 測点No. 49+29.42～No. 54+91.17：Q=1,532m3 藤代工区：13号マンホール 残水処理 測点No. 57+24.70～No. 64+49.58：Q=2,776m3						
6. 立坑工	1) 立坑については、別添図面のとおりに設置するものとするが、下表に示す工法を想定している。 <table><tr><th>施 設 名</th><th>施 工 方 法</th><th>備 考</th></tr><tr><td>立坑</td><td>ライナープレート工法（小判型）</td><td></td></tr></table> 2) ライナープレートの組立においては、継ぎ目が縦方向に通らないよう千鳥状に設置しなければならない。また、土留背面と掘削壁との間に間隙が生じないように、速やかに裏込材を注入し固定しなければならない。 3) 施工前に設置・撤去方法等について施工計画書を作成し、提出するものとする。	施 設 名	施 工 方 法	備 考	立坑	ライナープレート工法（小判型）	
施 設 名	施 工 方 法	備 考					
立坑	ライナープレート工法（小判型）						
第6章 工事用地等							
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地は、図面に示すとおりである。						
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。						
第8章 工事用材料							
1. 規格及び品質	本工事に使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。						
(1) 管路更生工法	1) 鋼管 JIS G 3443-1 STW490						

項 目	内 容																								
(2) 止水バンド工 法	外面塗装（立坑部） JIS G 3443-3（水輸送用塗覆装鋼管－第3部：外面プラスチック被覆） 外面塗装（裏込注入部） JIS K 5552（ジンクリッチプライマー） 内面塗装 JIS G 3443-4（水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装）																								
	2) コンクリート コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は以下のとおりとする。																								
	<table><tr><th>種類</th><th>呼び強度(N/mm²)</th><th>スラン プ(cm)</th><th>粗骨材 の最大 寸法 (mm)</th><th>水セメ ント比 W/C (%)</th><th>セメント の種類に よる記号</th><th>使用 目的</th></tr><tr><td>無筋 コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>65 以下</td><td>N 又は BB</td><td>図面の とおり</td></tr></table>	種類	呼び強度(N/mm ²)	スラン プ(cm)	粗骨材 の最大 寸法 (mm)	水セメ ント比 W/C (%)	セメント の種類に よる記号	使用 目的	無筋 コンクリート	18	8	40	65 以下	N 又は BB	図面の とおり										
	種類	呼び強度(N/mm ²)	スラン プ(cm)	粗骨材 の最大 寸法 (mm)	水セメ ント比 W/C (%)	セメント の種類に よる記号	使用 目的																		
	無筋 コンクリート	18	8	40	65 以下	N 又は BB	図面の とおり																		
	※粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。																								
	3) エアミルク エアミルクは、次に示す配合を標準としているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 なお、施工前にエアミルクの仕様について、監督職員の承諾を得るものとする。																								
	<table><tr><th colspan="4">所要材料（1 m³当たり）</th><th colspan="4">設計配合基準</th></tr><tr><th>普通ポルト ランド セメント (kg)</th><th>水 (kg)</th><th>気泡剤 (L)</th><th>希釈水 (L)</th><th>空気量 (%)</th><th>比重 (g/cc)</th><th>フロー値 (mm)</th><th>圧縮 強度 (N/mm2)</th></tr><tr><td>300</td><td>185</td><td>2.05</td><td>38.95</td><td>68</td><td>0.52</td><td>180±20</td><td>1.0 以上</td></tr></table>	所要材料（1 m ³ 当たり）				設計配合基準				普通ポルト ランド セメント (kg)	水 (kg)	気泡剤 (L)	希釈水 (L)	空気量 (%)	比重 (g/cc)	フロー値 (mm)	圧縮 強度 (N/mm2)	300	185	2.05	38.95	68	0.52	180±20	1.0 以上
	所要材料（1 m ³ 当たり）				設計配合基準																				
	普通ポルト ランド セメント (kg)	水 (kg)	気泡剤 (L)	希釈水 (L)	空気量 (%)	比重 (g/cc)	フロー値 (mm)	圧縮 強度 (N/mm2)																	
300	185	2.05	38.95	68	0.52	180±20	1.0 以上																		
4) 骨材 再生クラッシュラン RC-40 JIS A 5001 なお、本工事において管体基礎工として使用する再生砕石については、管体及び継手に悪影響を及ぼさないよう、成分の固化により集中荷重（点支持）となるアスファルト殻や再資源化施設の製造過程で混入する金属等（以下「異物等」という）を除去したものを使用するものとする。 また、受注者は、再生砕石の使用に当たっては、再生砕石に異物等が含まれていないことを確認した上で、見本又は資料提出の際に、再資源化施設における再生砕石の写真を併せて提出し承諾を得るとともに、現地搬入段階においては、監督職員の立会確認を受けなければならない。																									
5) その他 埋設物標示テープ 幅150mm、ポリエチレンクロス、ダブル																									
1) SUS 製止水バンド（別添1（1）） 口径 φ2,300mm 内水圧 1.0Mpa を許容 外水圧 0.1Mpa を許容 止水ゴム材質 水道用ゴム（JIS K 6353） ステンレス鋼板 SUS304（JIS G 430 又は4305）																									
2. 見本又は資料の提出	主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。																								

項 目	内 容			
3. 監督職員の検査 又は試験	なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。			
	材 料 名	提 出 物		
	管類	製作図、試験成績書		
	裏込め材	配合報告書		
	砂、碎石類	試験成績書		
	生コンクリート	配合報告書		
	埋設表示テープ	カタログ、見本		
	土木シート	カタログ、見本		
	止水バンド	カタログ、試験成績書		
	その他監督員が指示するもの	試験成績書、見本、カタログ等		
第9章 施工 1. 一般事項 (1) 基準点	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。			
	材 料 名	検査、試験項目	備 考	
	管類	外観、形状、寸法	現場搬入時	
	裏込め材	空気量、フロー値、圧縮強度試験	現場搬入時	
	生コンクリート	スランプ、空気量、圧縮強度、塩化物含有量	現場搬入時及びプラント	
	ライナープレート	外観・寸法	現場搬入時	
	止水バンド	外観、形状、寸法	現場搬入時	
(2) 検測又は確認 (施工段階確認)	1) 田畑工区に係る本工事の基準点及び水準点は、図面に示すNT8 (H=26.396 m、測地成果2011) 及びNT9 (H=26.102m、測地成果2011) を使用しなければならない。 なお、基準点等の位置データは、測地成果2011に対応したものである。			
	2) 基準点及び境界杭は、施工中に損傷しないように留意するとともに、移動の必要が生じた場合は、監督職員に報告し指示を受けなければならない。			
	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。 ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。			
	2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。			
	工 種	確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象
	管水路 (鋼管)	基準高	初期施工段階で1箇所	
		溶接部（継手部塗装含む）	初期施工段階で1箇所	
	裏込め充填工	充填量、充填状況	初期施工段階及び施工中間段階でそれぞれ1箇所	
	指定仮設	外観、高さ、幅、深さ等	設置完了時	○
	薬液注入工	注入速度（吐出量）	初期施工段階で1回	○
注入材料総使用量		施工完了後		

項 目	内 容																			
(3) 中間技術検査	継手補修工	管内面状況、設置部の下地処理状況	初期施工段階で1箇所																	
		止水バンド高さ、ボルト締付トルク	初期施工段階で1箇所																	
	1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。																			
	2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。																			
	3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。																			
2. 再生資源等の利用	4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。																			
	5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。																			
	1) 再生資材の利用																			
	受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>使用工種</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生クラッシュラン</td><td>RC-40</td><td>管体基礎工</td></tr> </tbody> </table>				資 材 名	規 格	使用工種	再生クラッシュラン	RC-40	管体基礎工										
資 材 名	規 格	使用工種																		
再生クラッシュラン	RC-40	管体基礎工																		
3. 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材 廃 棄 物</th><th>処 理 施設名</th><th>住 所</th><th>受け入れ 時 間</th><th>事業区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート塊</td><td>㈱斫木村</td><td>岐阜県大垣市荒川町東大ダラ918-1、919-1</td><td>8:00～16:30</td><td>中間処理業者</td></tr> <tr> <td>廃プラ</td><td rowspan="2">(株)神谷商会リサイクルセンター</td><td rowspan="2">愛知県弥富市東末広九丁目 59番</td><td rowspan="2">8:00～17:00</td><td rowspan="2">中間処理業者</td></tr> <tr> <td>合成ゴムくず等</td></tr> </tbody> </table>				建設資材 廃 棄 物	処 理 施設名	住 所	受け入れ 時 間	事業区分	鉄筋コンクリート塊	㈱斫木村	岐阜県大垣市荒川町東大ダラ918-1、919-1	8:00～16:30	中間処理業者	廃プラ	(株)神谷商会リサイクルセンター	愛知県弥富市東末広九丁目 59番	8:00～17:00	中間処理業者	合成ゴムくず等
	建設資材 廃 棄 物	処 理 施設名	住 所	受け入れ 時 間	事業区分															
	鉄筋コンクリート塊	㈱斫木村	岐阜県大垣市荒川町東大ダラ918-1、919-1	8:00～16:30	中間処理業者															
	廃プラ	(株)神谷商会リサイクルセンター	愛知県弥富市東末広九丁目 59番	8:00～17:00	中間処理業者															
合成ゴムくず等																				
4. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。																			
	工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法																
		①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																
		②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																
		③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																
④本体構造		本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																	
⑤本体付属品		本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																	
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																	

項 目	内 容			
5. 有価物受入地	本工事で撤去する有価物の受入地は、西濃用水土地改良区連合を想定しており、搬出予定有価物は次のとおりとする。 なお、有価物は受入地に搬出する前に監督職員立会のもと重量を計測し、その結果を監督職員に報告するものとする			
	受 入 地	所 在	搬出予定金属類	摘 要
	西濃用水土地改良区連合	岐阜県揖斐郡揖斐川町 上岡島19-3	止水バンド金具	撤去物
6. 土工				
(1) 床掘	1) 床掘土は、埋戻に流用するもののほか全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。 2) 床掘に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。			
(2) 埋戻	3) 法面の崩落により、他の施設に重大な影響が発生、又はそのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。			
	1) 埋戻及び盛土材料 埋戻及び盛土材料は、掘削により発生する土砂を流用するものとするが、腐植土又は草木等を含む表土を使用してはならない。 また、掘削により発生する土砂を流用することができないことが発覚した場合は、監督職員と協議するものとする。			
	2) 締固め方法 ① 管頂上30cmまでの埋戻は、一層の仕上がり厚さを30cm程度になるように均一にまき出し、管に損傷を与えないよう人力（振動コンパクタ等）により締固め度90%以上となるよう締固めなければならない。 ② 管頂上30cmから60cmまでは、管体に支障のない機械（ハンドガイド式振動ローラ0.8～1.1t級等）により締固め度90%以上となるよう締固めなければならない。 ③ 管頂上60cm以上は、前項と同様のまき出しとし、締固め度90%以上となるよう締固めなければならない。 なお、上記以外の機械を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。			
7. 止水バンド撤去工	管路更生工法の施工に支障となる既設の止水バンドを撤去する。 撤去箇所及び数量については、図面に示すとおり。 なお、撤去に伴い発生する有価物については、仮設ヤード内で保管するとともに監督職員立会のもと重量を計測し、その結果を工事現場発生材報告書と併せて監督職員に報告するものとする。 また、撤去後、継手部の補修（断面修復程度）を行うものとするが、これ以外の対策が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。			
8. 管体基礎工	管側部の締固めは、一層の仕上がり厚さが30cm程度になるように左右均等にまき出し、締固め度90%以上となるよう締固めなければならない。 なお、締固めはコンパクタ等により行うこととするが、これによる締固めが不可能な箇所は、突き棒等により入念に施工しなければならない。			
9. 管体工				
(1) 鋼管	1) 管の仕様は、設計図面に示すとおりとする。 2) 管の内面塗装は、JIS G 3443-4（水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装）によるものとし、塗膜厚さは0.5mm以上とする。 3) 管の外表面塗装について、裏込め注入部の外面塗装は、JIS K 5552（ジンクリッチプライマー）によるものとし1回塗装とする。 4) 裏込め注入部以外の管の外面塗装は、JIS G 3443-3（水輸送用塗覆装鋼管－第3部：外面プラスチック被覆）によるものとし、最小塗覆装厚さ2.0mmとする。 なお、これにより難しい場合は、これと同等以上の方法で行うものとし、監督職員の承諾を得るものとする。			
10. 管路更生工法	1) 既設管路内の排水を行った後、管内の状況調査を行い、漏水補修、堆砂撤去			

項 目	内 容
11. 裏込め充填工	等の必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 2) 既設管路内への管搬入は、ウインチ等によるものとし、挿入する管及び既設管に損傷を与えないようにしなければならない。 3) 内挿管の据付に当たっては、ゴム製等の調整材を設置し、できる限り既設管の中心に据付を行うこととする。 なお、設計図面に示す管中心高は参考値である。 1) 裏込め材の充填に当たっては、事前に配合計画書及び内挿管配置計画等を記載した裏込め材充填計画書を作成し、監督職員の承諾を得た後、施工するものとする。 2) 既設管路内配管完了後、既設管と内挿管の隙間部分に裏込め材を充填し、既設管と内挿管を一体的に固定しなければならない。 3) 内挿管は、裏込め材の充填による浮き上がりを防止するために必要な措置を講ずるものとし、浮上防止材は管1本当たり1箇所以上設置しなければならない。 4) 裏込め材の最大注入圧は0.10MPa以下とする。 なお、施工に当たっては、管に過度な負荷が生じないよう十分配慮するとともに、必要に応じて真円を保持する措置を行うものとする。 5) 裏込め材の品質管理は、一軸圧縮試験、生比重、フロー値を測定することにより行うものとする。 6) 充填工における注入設備は、計画工程の確保と環境保全を考慮した規模・配置・施工方式によるものとする。 7) 裏込め材充填は、内挿管に設置するグラウトホールから行うものとし、グラウトホールは注入後、内挿管と同質材料を用いて溶接により確実に閉塞しなければならない。
12. 薬液注入工	1) 薬液の注入にあたっては設計図面にに基づき行うものとする。なお、土質・地質条件や地下水の変動等によって、工法の変更が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 薬液の配合は原則として標準配合とするが、施工前に配合設計を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。 3) 薬液の注入方法は、ダブルパッカー工法及び二重管ストレーナ工法とする。 ダブルパッカー工法は一次注入率を10%、二次注入率を21.5%とし、二重管ストレーナ工法については一次注入と二次注入の量比を1：2～1：3とする。ダブルパッカー工法の一次注入材料はセメントベントナイト（CB）、二次注入材料は無機溶液型を使用する。二重管ストレーナ工法は無機溶液型（瞬結タイプ、緩結タイプ）を併用する。 ① 薬液のゲルタイムは瞬結性タイプでは5～10秒、緩結性タイプでは10分～180分と考えている。 ② 注入速度は8～16リットル/分程度を原則とする。 ③ 注入圧は0.3～1.0MPa程度を考えているが、注入効果を総合的に判断し、打合せのうえ変更することができるものとする。 ④ 注入管の引抜きステップ（二重管ストレーナ工法）は、原則として25cmを超えない範囲とする。 なお、改良対象土量に対する推定注入率は砂質土40.5%、レキ質土31.5%と見込んでいる。 4) 薬液注入に係る水質検査等について下表のとおりを想定しているが、観測井戸の箇所数等について監督職員と協議するものとする。

項 目	内 容																						
	<table><tr><th colspan="2">検査項目</th><th rowspan="2">水 位</th><th rowspan="2">水素 イオン濃度</th></tr><tr><th colspan="2">採水時期</th></tr><tr><td colspan="2">作業着手前 1 回</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>作 業 中</td><td>毎日 1 回</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>作 業 終 了 後</td><td>2 週間後迄 毎日 1 回</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td></td><td>2 週間後以降 月 2 回</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	検査項目		水 位	水素 イオン濃度	採水時期		作業着手前 1 回		○	○	作 業 中	毎日 1 回	○	○	作 業 終 了 後	2 週間後迄 毎日 1 回	○	○		2 週間後以降 月 2 回	○	○
検査項目		水 位	水素 イオン濃度																				
採水時期																							
作業着手前 1 回		○	○																				
作 業 中	毎日 1 回	○	○																				
作 業 終 了 後	2 週間後迄 毎日 1 回	○	○																				
	2 週間後以降 月 2 回	○	○																				
13. 埋設標示テープ	埋設管の位置を表示するため、管センター上60cmの位置に埋設表示テープ（w＝150mm ダブル 黄色）を設置するものとする。																						
14. 継手補修工																							
（1）一般事項	1）工法は、止水バンド工法を想定している。この工法以外により継手補修を行う場合は、監督職員と協議しなければならない。 2）使用材料は、直射日光を避け、ゴミ、降雨等の影響を受けないように保管するものとする。 3）作業に当たっては、「酸素欠乏症防止等規則（昭和47年 9 月30日労働省令第 42 号）」に基づき、あらかじめ酸素欠乏測定器で調査をするとともに、換気を十分に行うなど、酸素欠乏事故等を起こすことのないように注意して施工しなければならない。 4）施工時の作業環境（湿度、温度、管内面状況）に十分留意し、適切な環境条件下で安全に施工できるよう努めるものとする。 5）各施工段階での作業時間、養生時間を十分考慮し、施工を行うものとする。 6）品質に重大な影響を及ぼす恐れのある事態が発生した場合は、遅滞なく監督職員と協議し、適切な措置を講じるものとする。																						
（2）準備工	継手部背面から湧水が流入する場合は、止水処理又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。																						
（3）下地処理	1）清掃 止水バンドの施工に先立ち、ウエス等により管内面のゴミ、埃、泥等を除去し、止水バンドが管内面に密着できるよう清掃を行うものとする。 2）マーキング（芯出し） 管継手に対して止水バンドが均等に設置されるようにマーキング（芯出し）を行った上で施工するものとする。																						
（4）止水バンド設置	止水バンドの施工に当たっては、作業計画書を提出して、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、設置位置については、設計図書に示すとおりであるが、変更がある場合は監督職員と協議するものとする。																						
第10章 施工管理																							
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第 1 編 1－1－11に規定する（1）、（2）又は（3）の資格を有する者でなければならない。																						
2. 施工管理																							

項 目	内 容
(1) 施工管理の追加項目	本工事の施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」（以下「施工管理基準」という。）によるものとし、これに定めのない追加項目とその管理基準値等は次によらなければならない。 なお、施工管理基準と追加項目に定めのない項目については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承認を得るものとする。 1) 現場継手溶接試験 ① V型開先（片面裏当溶接）箇所の鋼管継手溶接部の試験は、JIS Z 3060（鋼溶接部の超音波探傷試験方法）によるものとし、試験頻度は10口につき1口、1口当たり2箇所検査（1箇所当たりの検査延長は30cm）とする。 なお、判定基準はJIS Z 3060の分類に基づき3類以上とする。 ② 突合せ溶接箇所の鋼管継手溶接部の試験については、JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）によるものとし、試験頻度は10口につき1口、1口当たり2箇所検査（1箇所当たりの検査延長は30cm）とする。 なお、合格判定はJIS Z 3050A基準によるものとし、等級分類はJIS Z 3104の分類に基づき第1種又は第2種3類以上とする。 2) 通水の立会 受注者は、翌年4月10日の通水開始時に立会うものとする。 なお、通水において受注者の責任に起因する異常が認められた場合には、受注者の責任において処理するものとする。
3. 工事写真における黒板情報の電子化について	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。 黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。 （1）使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信頼性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 （2）機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 （3）黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、（1）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録しても良いこととする。 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮

項 目	内 容
4. 工事現場等における遠隔確認について	影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。 (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。 (2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」(URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf」)によるものとする。 (3) 農林水産省が推奨するWeb 会議システムは、Microsoft Teams である。 (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。 (5) 遠隔確認に要する費用については、当初は計上していない。
第11章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 (1) 断水期間及び断水時間に変更が生じた場合。 (2) 想定する施工方法等の変更が必要となった場合。 (3) 新たな補修等が必要となった場合。 (4) 補修工の養生対策が必要となった場合。 (5) ポンプ等による水替工の排水量に変更が生じた場合。 (6) 継手部及び目地部背面からの湧水の止水処理又は導水処理が必要となった場合。 (7) 交通誘導員の配置計画に変更が生じた場合。 (8) 歩掛調査等を追加する場合。 (9) 第三者との協議により変更が生じた場合。 (10) 関係機関及び地元との協議調整により、工事を変更・追加する場合。 (11) 現地精査により、変更の必要が生じた場合。 (12) 遠隔確認を行う場合。 (13) その他工事施工上、監督職員が必要と認めたもの。
第12章 公共事業関係調査に対する協力	(1) 歩掛調査 本工事が歩掛調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、歩掛調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い調査するものとする。 (2) 間接工事費等諸経費動向調査

項 目	内 容
第13章 その他 1. 契約後VE提案	本工事が間接工事費等諸経費動向調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、間接工事費等諸経費動向調査の実施方法等の詳細については、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。 また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。 (1) 定 義 「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 (2) VE提案の意義及び範囲 ① VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 (3) VE 提案書の提出 ① 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項 ② 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。 (4) VE提案の適否等 ① 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書様式6－5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。 ② また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 ④ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第

項 目	内 容
	19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 ⑤ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 ⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。 ⑦ VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 ⑧ 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥のVE管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 （5）VE提案書の使用 発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。 （6）責任の所在 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。
2. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R 又はDVD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
3. 配置予定監理技術者等の専任期間	主任技術者等の専任期間 （1）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 （2）契約締結日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 （3）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

項 目	内 容
5. 技術提案の履行	(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長（総括監督員）、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方を説明し、共有を図るものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 (2) 工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長（総括監督員）、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 (3) 設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長（総括監督員）、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。 (4) 対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長（総括監督員）、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。 なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。 (5) 建設コンサルタントの出席 上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。 (6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。 (1) 施工計画書提出段階 施工計画書提出段階には、技術提案の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置付けを明確にする。 ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。 なお、現場条件等によって、技術提案の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行が

項 目	内 容
6. 現場環境の改善の試行	できない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。 また、各技術提案における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。 (2) 工事実施段階 施工計画書に記載した技術提案の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲が全て確認できるよう記録を残すものとする。 (3) 工事完成検査段階 工事完成検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。 (1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様をたす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 洋式（洋風）トイレ イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鏡と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等） (2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】 ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／施工箇所までとす

項 目	内 容										
7. 現場環境改善費	る。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／施工箇所より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 （3）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。 （1）現場環境改善費の内容は次のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し、合計5つの内容を実施することとする。 ただし、地域の状況・工事の内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更してもよいものとする。詳細については、監督職員と協議実施するものとする。 なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 （2）次に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。 （3）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上項目</th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備 関係</td><td> ①用水・電力等の供給 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減 </td></tr> <tr> <td>営繕関係</td><td> ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等 </td></tr> <tr> <td>安全関係</td><td> ①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策 </td></tr> <tr> <td>地域連携</td><td> ①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献 </td></tr> </tbody> </table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備 関係	①用水・電力等の供給 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献
計上項目	実施する内容（率計上分）										
仮設備 関係	①用水・電力等の供給 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減										
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等										
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策										
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献										
8. 週休2日制工事の試行	（1）本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。 なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確										

項 目	内 容												
	保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、受注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。 ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記録された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。 ① 補正係数 <table><tr><th></th><th>週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)</th><th>月単位の週休2日 (現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)</th></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費(率分)</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr><tr><td>現場管理費(率分)</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr></table> ② 補正方法 当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。 なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの		週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)	労務費	1.02	1.02	共通仮設費(率分)	1.05	1.04	現場管理費(率分)	1.06	1.05
	週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)											
労務費	1.02	1.02											
共通仮設費(率分)	1.05	1.04											
現場管理費(率分)	1.06	1.05											

項 目	内 容										
	経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 （6）週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。 <table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">補正係数</th></tr><tr><th>週単位</th><th>月単位</th></tr><tr><td>構造物取壊し工</td><td>機械</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr></table>	名称	区分	補正係数		週単位	月単位	構造物取壊し工	機械	1.01	1.01
名称	区分			補正係数							
		週単位	月単位								
構造物取壊し工	機械	1.01	1.01								
9. 週休2日制の促進	（1）本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。										
10. 地域外からの労働者確保に要する間 接費の設計変更について	（1）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 （2）発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 （3）受注者は、契約締結後、（2）により発注者から示された割合を参考にして、別紙2に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。 （4）受注者は、最終精算変更時点において、別紙2に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 （5）受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 （6）発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出額した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「（4）で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 （7）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、										

項 目	内 容
11. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について	指名停止等の措置を行う場合がある。 （８）疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。 （１）本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。 （２）受発注者間で作成の上、合意した単価合意書は、公表するものとする。
12. １日未満で完了する作業の積算	（１）本工事における１日未満で完了する作業の積算（以下「１日未満積算基準」という。）は、変更積算のみ適用する。 （２）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 （３）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しない。 （４）受注者は、その他協議に当たって、１日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しない。 （５）災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しない。
13. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	（１）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費や準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 （２）発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 （３）受注者は、上記（２）により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 （４）受注者は、最終精算変更時点において、別紙３に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 （５）受注者の責に帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 （６）発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「（４）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 （７）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 （８）疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

項 目	内 容
14. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。 なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている220日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。 また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和9年3月10日（工事完了期限日）まで
15. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。
16. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	(1) 本工事は、熱中症対策に資するため、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 (2) 用語の具体的な内容は以下のとおりである。 ア 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 イ 工 期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では、夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ウ 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測結果確認方法及び確認結果の報告方法を記載した施工計画書に記載し、監督職員に提出するものとする。 (4) 日最高気温については、施工現場から最寄りに位置する気象庁の地上気象観測所での計測結果、又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなすものとする。 ただし、これにより難しい場合は、施工現場から最寄りに位置する気象庁の地上気象観測所以外で、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いてもよいものとする。 (5) 受注者は、監督職員に計測結果を報告するものとする。 (6) 発注者は、上記(5)に基づき工期中の真夏日率を算定、以下の式により算出された補正率を現場管理費率に加算して、設計変更を行うものとする。

項 目	内 容									
	補正值（％）＝真夏日率 × 補正係数※ ※補正係数：1.2									
17. 情報化施工技術の活用について	(1) 適用 本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。 (2) 協議・報告 受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。 (3) 使用する機器・ソフトウェア 情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。 (4) 貸与資料 基本設計データ及び3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。 <table><tr><th></th><th>貸 与 資 料</th><th>備 考</th></tr><tr><td>1</td><td>令和5年度 西濃用水第三期地区 西部幹線水路 池田サイホン他実施設計業務</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>図面のCAD データ</td><td></td></tr></table> (5) 確認及び検査 受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用T S等光波方式等を準備しなければならない。 (6) 電子納品 受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。 (7) 情報化施工技術の活用に要する費用 1) 情報化施工技術の活用に要する費用については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。 2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。		貸 与 資 料	備 考	1	令和5年度 西濃用水第三期地区 西部幹線水路 池田サイホン他実施設計業務		2	図面のCAD データ	
	貸 与 資 料	備 考								
1	令和5年度 西濃用水第三期地区 西部幹線水路 池田サイホン他実施設計業務									
2	図面のCAD データ									
18. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災	(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。									

項 目	内 容
災農林漁家の就労 機会の確保につい て	なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。 (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。 ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。 ○事業所長用 【被災農林漁家の就労機会の確保】 ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。(7.5点) ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。(5点) ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。(2.5点)
第14章 定めなき事項	この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添 1

水路補修材料品質規格

(1) 止水バンド

工種	区分		試験(測定)項目	試験方法	規格値	
止水バンド工	材料	ゴム	デュロメーター硬さ	JIS K 6253の 5（加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－硬さの求め方－第 5 部：硬さ試験機の校正及び検証）	分類による許容差内	
			引張試験	7.0MPa（71.4kgf/cm ² ）荷重時の伸び	JIS K 6251（加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－引張特性の求め方）	分類による値以下
				引張強さ	JIS K 6251（加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－引張特性の求め方）	分類による値以上
				伸び（%）	JIS K 6251（加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－引張特性の求め方）	分類による値以上
			促進老化試験	引張強さ変化率（%）	JIS K 6257（加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－熱老化特性の求め方）	分類による値以内
				伸び変化率（%）	JIS K 6257（加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－熱老化特性の求め方）	分類による値以内
				デュロメーター硬さの変化（H _A ）	JIS K 6257（加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－熱老化特性の求め方）	分類による規格値内
			圧縮永久ひずみ（%）		JIS K 6262（加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－常温、高温及び低温における圧縮永久ひずみの求め方）	分類による値以下
		鋼材	品質	種類及び物性値・質量・寸法の明示	JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）及びJIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に準拠	－
			ボルト	品質	種類及び鋼種・寸法の明示	JIS B 1180（六角ボルト）等に準拠
		本体	水密性	内水圧試験 継手変位なし		所定の水圧で漏水がないこと
	内水圧試験 継手変位あり（ジョイント間隔・段差）					
	外水圧試験 継手変位なし					
	外水圧試験 継手変位あり（たわみ）					

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東海農政局長 秋葉 一彦 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	西濃用水第三期地区 西部幹線水路池田サイホン改修その2他工事
工 事 場 所	岐阜県揖斐郡池田町田畑及び藤代地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

別紙 2

様式 1

実績変更対象経費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (変更)
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代及 びこれらの建物を建築する代 わりに貸しビル、マンション、 民家等を長期借上げする場合 に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送（水 上輸送を含む）をするために 要する費用（運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理 費	労務管理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小計			
合 計				

実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

別紙 3

実績変更対象経費に関する内訳書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	運搬費	建設機械 の運搬費	建設機械の運搬等に要する 費用	
	準備費	伐開・除 根・除草 費	準備作業に伴う伐開・除根・ 除草作業に要する費用	
合 計				

令和 8 年度

西濃用水第三期（農業水利）

西濃用水第三期地区 西部幹線水路池田サイホン改修その他工事

工 事 数 量 表
【当初】

東海農政局
西濃用水第三期農業水利事業所

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1)作業土工				
床掘	標準	式	1	
埋戻	B≧4.0m	式	1	
建設発生土運搬		式	1	
(2)作業残土処理工				
作業残土処理		式	1	
2. 構造物撤去工				
(1)構造物取壊し工				
コンクリート削孔工		孔	20	
管切断工		m	18.6	
既設管撤去工		本	1	
コンクリート破砕工		m3	3	
殻運搬・処理	鉄筋コンクリート	m3	3.0	
止水バンド撤去工		箇所	1	
殻運搬・処理	合成ゴムくず, 処分費	m3	0.10	
殻運搬・処理	合成ゴムくず, 運搬費	回	1	
有価物運搬		ton	0.10	
3. 既設管補修工				
(1)既設管補修工				
既設管補修工		箇所	1	
4. 管体基礎工				
(1)碎石基礎工				
碎石基礎工	碎石基礎 (RC-40) , B≧1.0m	m3	34	
5. 管体工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)既設管内配管工				
鋼管布設		m	191.4	
鋼管	STW490, 2200A, t=12mm	m	191.4	
(2)裏込め材充填工				
間仕切壁設置		式	1	
裏込め材充填		m3	43	
グラウトホール閉塞		式	1	
注入設備設置撤去工		回	1	
埋設物標示工		m	12	
6. 水路補修工				
(1)継手補修工				
継手補修	現場内運搬100m未満、管路勾配5度未満	箇所	23	
7. 仮設工	田畑工区			
(1)立坑				
ライナープレート掘削土留		m	6.0	
ライナープレート埋戻		m	6.0	
ライナープレート支保		式	1	
ライナープレート材料		式	1	
支保工材料		式	1	
立坑内階段工		式	1	
薬液注入工	二重管ストレーナ工法	本	70	
薬液注入工	ダブルバッカー工法	本	50	
(2)仮設備工				
換気設備		式	1	
(3)排水処理工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
排水ポンプ（仮設）		式	1	
（４）仮設ヤード工				
仮設ヤード盛土		m3	300	
仮設ヤード撤去		m3	300	
土木シート敷設・撤去		m ²	252	
（５）殻運搬・処理				
殻運搬・処理	廃プラスチック, 処分費	m3	0.1	
殻運搬・処理	廃プラスチック, 運搬費	式	1	
（６）安全費				
交通誘導警備員		人	97	
８．仮設工	藤代工区			
（１）排水処理工				
排水ポンプ	13号マンホール	式	1	
（２）仮設備工				
換気設備		式	1	
（３）安全費				
交通誘導警備員		人	9	
９．その他				
（１）事業損失防止施設費				
共通仮設費（積上げ）				
事業損失防止施設費				
水質調査		式	1	
（２）運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
仮設材輸送		ton	15.24	
重建設機械分解・組立・輸送		台	1	
(3)技術管理費				
共通仮設費（積上げ）				
現場管理費				
超音波探傷試験		箇所	15	
圧縮強度試験		回	3	